

阿賀野市条例第4号

阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年阿賀野市条例
第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「383,600円」を「391,200円」に、「312,700円」を
「318,900円」に、「296,400円」を「305,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。